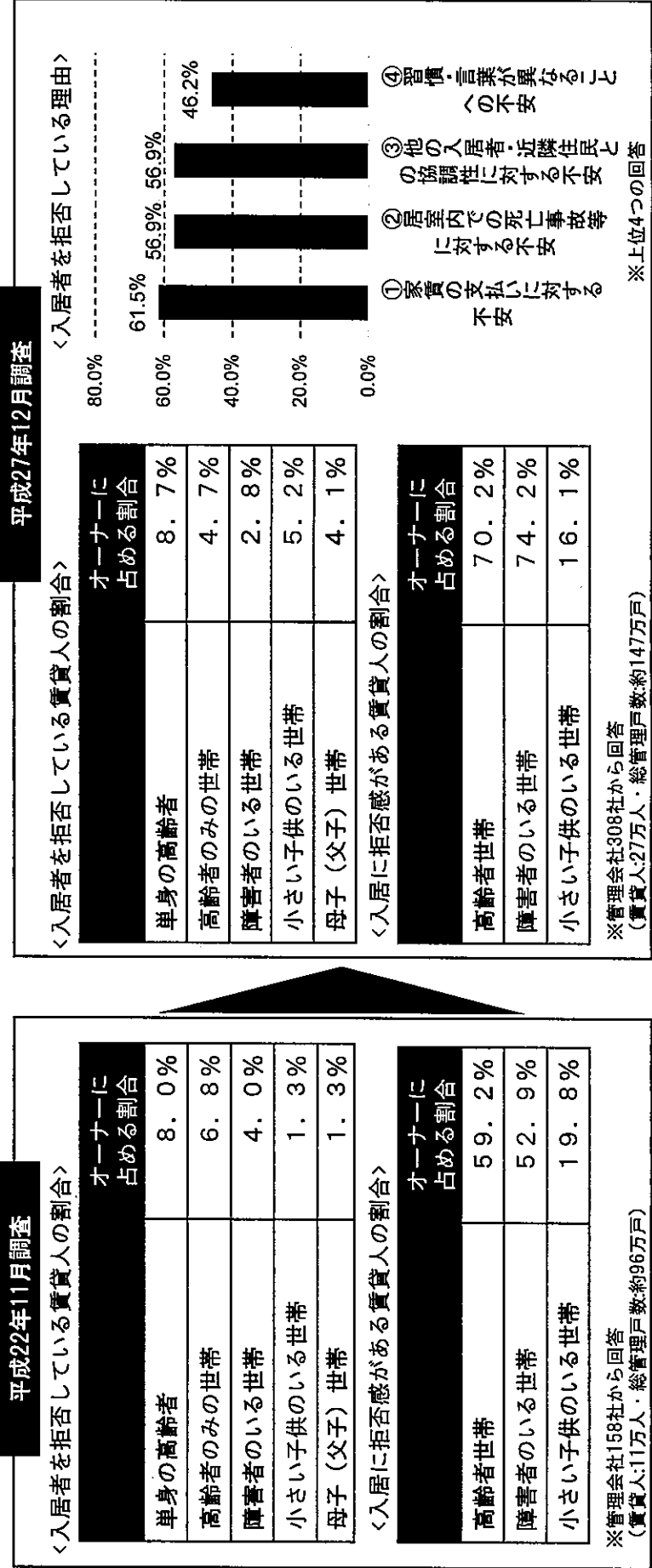


1-1. 住宅確保要配慮者とは

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）では、住宅確保要配慮者として「低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者」が挙げられています。
- しかし、地域によって、ここで列記した者以外にも、住宅を自力で確保することが難しい者が存在すると考えられます。
- 住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できない理由は様々ですが、主なものとしては「家賃の支払いに対する不安」、「居室内での死亡事故等に対する不安」、「他の入居者・近隣住民との協調性に対する不安」などがあります。

【(公財)日本賃貸住宅管理協会による調査】



出典：安心居住政策研究会

住宅確保要配慮者の居住支援の充実に向けたガイドブック（2016年4月）